

千葉県動物公園動物標本教材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県動物公園（以下「動物公園」という。）において管理している動物標本教材（以下「標本教材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象標本教材)

第2条 標本教材は、動物公園が所有するすべての動物実物標本及び動物レプリカ標本のうち、別表第1に掲げたものとする。

2 その他、動物公園長が特に必要と認めた場合は、前項以外の標本教材を貸し出すことができる。

(対象団体等)

第3条 標本教材の貸出しは教育を目的に使用する場合に限る。

2 対象団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法に定める団体
- (2) その他、動物公園長が特に必要と認める者

(貸出し手続)

第4条 標本教材の貸出しを受けようとする者は、貸出しの1週間前までに「骨格標本・模型借用依頼書」（様式第1号）を動物公園長に提出し、許可を得なければならない。

2 動物公園長は、前項の許可において条件を付することができる。

(貸出期間)

第5条 標本教材の貸出期間は、2週間を上限とする。ただし、教材の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）があらかじめ動物公園長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 動物公園長は前項の範囲内で貸出期間を指定することができる。

(転貸・譲渡の禁止)

第6条 使用者は、貸出しを受けた標本教材を転貸又は譲渡してはならない。

(物品の管理)

第7条 使用者は、自ら動物公園管理事務所で標本教材の受渡しを行わなければならない。

2 使用者は、貸出しを受けた標本教材の使用方法を厳守し、使用理由に従って使用しなければならない。

(損害又は紛失の届出)

第8条 使用者は、貸出しを受けた標本教材を損傷又は亡失した場合は、速やかにその旨を報告するとともに、「借用標本教材事故報告書」(様式第2号)により動物公園長に届け出なければならない。

2 前項の損傷又は亡失が生じたときは、使用者は、原状回復もしくは現物による弁償をしなければならない。

(費用の負担)

第9条 標本教材の貸出し料は無償とする。

(貸出し中止)

第10条 動物公園長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教材標本の貸し出しを中止し、返還を命じることが出来る。

1 この要綱又は貸出の条件に違反したとき。

2 その他、動物公園長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱及び千葉市物品会計規則に定める事項以外は、動物公園長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

別表第1 貸出し標本教材リスト

【頭骨】レプリカ標本					
ライオン	ブチハイエナ	オオカミ			
番号	M-0100	番号	M-0101	番号	M-0102
英名	Lion	英名	Spotted hyena	英名	Wolf
学名	<i>Panthera leo</i>	学名	<i>Crocuta crocuta</i>	学名	<i>Canis lupus</i>
ウマ	アカゲザル	カピバラ			
番号	M-0105	番号	M-0104	番号	M-0106
英名	Horse	英名	Rhesus macaque	英名	Capybara
学名	<i>Equus ferus caballus</i>	学名	<i>Macaca mulatta</i>	学名	<i>Hydrochoerus hydrochaeris</i>
【頭骨】標本（本物）					
ニホンザル頭骨標本					
番号	M-0103				
英名	Japanese macaque				
学名	<i>Macaca fuscata</i>				
前肢骨標本セット（本物）					
哺乳類前肢骨標本セット					
番号	M-0107～M-0111				
動物種	ウシ・ブタ・ヒツジ・イヌ・ネコ				
ヒトのレプリカ標本					
ヒトの可動型上肢模型	ヒトの足関節・靭帯付模型				
番号	M-01012	番号	M-01013		
英名	Human	英名	Human		
学名	<i>Homo sapiens</i>	学名	<i>Homo sapiens</i>		

様式第1号

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

学校名
代表者名

骨格標本・模型借用依頼書

下記の物品を、以下の通りに借用申請いたします。

1. 借用物品

※あてはまるものに○をつけてください。

・頭骨レプリカ標本

ライオン ブチハイエナ オオカミ ウマ アカゲザル カピバラ

・ニホンザル頭蓋骨標本 (本物)

・哺乳類前肢骨標本セット

・ヒトの可動型上肢模型

・ヒトの足関節・靭帯付模型

2. 受取・返却希望日時

※貸出期間：1週間程度 (4月～7月)、2週間程度 (8月～3月)

貸出・返却場所：千葉市動物公園管理事務所とします。

受取 年 月 日 午前・午後 時

返却 年 月 日 午前・午後 時

【連絡先】

担当者名：

Mail：

電話：

様式第2号

借用標本教材事故報告書

年 月 日

(報告者)

下記の通り標本教材を破損（亡失）したので報告します。

標本教材名	
破損・亡失 年月日	年 月 日
報告事項	
処理内容 ※動物公園で記入します	